

辰野町猫繁殖制限手術費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、飼い主のいない猫の増加を防止し、町民の快適な生活環境の保持を図るため、飼い主のいない猫の手術に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて辰野町補助金等交付規則（昭和54年辰野町規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主のいない猫 町内に生息していて所有者又は管理者がいない猫をいう。
- (2) 手術 猫に対して行う不妊手術又は去勢手術をいう。
- (3) 動物病院 獣医療法（平成4年法律第46号）第2条第2項に定める診療施設で動物の診療業務を行う施設をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、町内に居住する個人又は町内の猫を対象とし活動する団体であって、動物病院で飼い主のいない猫に手術を受けさせたものとする。

2 前項の規定にかかわらず、町税等を滞納している者、営利を目的として猫を飼養している者は補助の交付対象としないものとする。ただし、町長が特に認めた場合はこの限りでない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、手術に要した費用とし、1匹あたり3,000円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、辰野町猫繁殖制限手術費補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長へ提出しなければならない。

- (1) 手術に係る手術費の領収書
- (2) 団体による申請の場合は、当該団体の組織、活動等が分かる書類
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び確定)

第6条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認められた場合は、補助金の交付決定及び補助すべき補助金の額を確定し、辰野町猫繁殖制限手術費補助金交付（不交付）決定通知書兼確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（遵守事項）

第7条 申請者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 手術後の飼い主のいない猫のうち、譲渡可能なものについては終生屋内飼養をする者へ譲渡するよう努めること。
- (2) 手術後の飼い主のいない猫を捕獲場所に戻す場合は、トイレの設置、餌の適正な管理等周辺環境の保全を図るとともに近隣住民の理解を得るよう努めること。
- (3) 手術後の飼い主のいない猫は、当該手術済みであることを識別できるよう耳カット等の措置を講ずること。

（補助金の返還）

第8条 町長は、虚偽その他の不正な手段により補助金の交付を受けた者に対しては、交付した補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

附 則

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。